

岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査等に関する要領

(平成22年3月29日 技第1544号)

(目的)

第1 この要領は、岐阜県が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10及び同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する建設コンサルタント業務等に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象業務)

第2 全ての競争入札について、予定価格500万円以上は低入札価格調査制度を、予定価格500万円未満は最低制限価格制度を適用する。

ただし、総合評価落札方式による場合は、低入札価格調査制度を適用する。

(制度の適用)

第3 低入札価格調査制度を適用する場合は、「低入札調査基準価格」（以下「基準価格」という。）及び「失格判断基準」を、また最低制限価格制度を適用する場合は、「最低制限価格」（以下「制限価格」という。）を設定するものとする。

ただし、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）に規定される金額以上の岐阜県が発注する建設コンサルタント業務等（以下「WTO対象業務」という。）については、失格判断基準を設定しないものとする。

(基準価格)

第4 基準価格は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準となる金額をいうものとし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

ただし、収支等命令者が必要と認める特別な契約の場合は、契約ごとに10分の8（地質調査業務にあつては10分の8.5、測量業務にあつては10分の8.2）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で収支等命令者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により得られた額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.5、測量業務にあっては10分の8.2）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。
- 3 算出にあたっての費用区分は、別に定める「岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査等に関する事務処理要領」（以下、「事務処理要領」という。）によるものとする。

（失格判断基準）

第5 失格判断基準は、基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準をいうものとし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。この失格判断基準に満たない価格で入札を行った場合は失格とする。

（1）測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の2.8を乗じて得た額

（2）建築関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

（3）土木関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の2.5を乗じて得た額

（4）地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の2.8を乗じて得た額

（5）補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の2を乗じて得た額

ただし、収支等命令者が必要と認める特別な契約の場合は、契約ごとに10分の8（地質調査業務にあっては10分の8.5、測量業務にあっては10分の8.2）から10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）の範囲内で収支等命令者の定める割合を入札書比較価格に乘じて得た額とする。

- 2 前項の規定により得られた額が、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.5、測量業務にあっては10分の8.2）とし、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。
- 3 算出にあたっての費用区分は、事務処理要領によるものとする。

（制限価格）

第6 制限価格は、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準となる金額をいうものとする。

制限価格の算出は、第4の基準価格の算出の規定を準用し、制限価格を下回って入札を行った場合は失格とする。

（落札者決定の保留）

第7 低入札価格調査制度を適用した入札において、入札の結果、基準価格を下回る入札があったときは、収支等命令者は落札者の決定を保留し、入札参加者に落札者は後日決定する旨を通知する。

（低入札価格調査の実施）

第8 第7の場合において、失格判断基準以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下、「最低価格入札者等」という。）が、基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、収支等命令者は、その入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の項目により、最低価格入札者等からのヒアリング、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
 - (2) 入札価格の内訳書
 - (3) 当該契約の履行体制
 - (4) 手持の建設コンサルタント業務等の状況
 - (5) 配置予定技術者名簿
 - (6) 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に限る。）
 - (7) 過去5か年において受注、履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
 - (8) 直前3か年の事業（営業）年度に係る経理書類
 - (9) 最低価格入札者等とは別の者による照査等（以下「第三者照査」という。）を実施する者（以下「第三者照査者」という。）
 - (10) その他収支等命令者が必要と認める事項
- 2 低入札価格調査の実施にあたっては、事務処理要領によるものとする。
- 3 低入札価格調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は当該調査時の内容と成果物提出後の検査時の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、委託成績評定に厳格に反映するとともに岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止措置を講ずることがある。

（調査対象者との契約に係る措置）

- 第9 収支等命令者は、調査対象者と契約を締結しようとするときは、調査対象者に対して、第三者照査を義務付けるものとする。
- 2 前項に定める第三者照査の内容は、事務処理要領によるものとする。
 - 3 第三者照査に要する費用は、すべて調査対象者の負担とする。

（第三者照査を実施する者の確認）

- 第10 調査対象者は、収支等命令者に対し、第三者照査者について、事務処理要領に定める様式により申し出て、確認を受けなければならない。
- なお、調査対象者が、第三者照査を実施できない場合は、事務処理要領に定める様式を提出させ、失格とする。
- 2 収支等命令者は、前項に定める申出の内容について、次の各号に掲げる要件の該当の有無を確認し、その結果を事務処理要領に定める様式により、調査対象者に通知するものとする。

なお、次の各号に掲げる要件に該当しない項目がある場合は、失格とする。

 - (1) 第三者照査者が、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の測量・建設コンサルタント等業務に登載された入札参加資格者であること。
 - (2) 資格者名簿に登載されている第三者照査者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。
 - (3) 第三者照査者が、開札日において岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。
 - (4) 第三者照査者と調査対象者との関係が次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ）の関係にあること。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にあること。
 - ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねていること。
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ）を現に兼ねていること。
 - (5) 第三者照査者が、契約対象業務と同種の業務を、国、地方公共団体及びその他の公共的団体（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人、及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に掲げる国土交通省令で定める法人をいう。）から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度の前年度から起算して過去5か年度以内である場合に限る。）。
 - (6) 別紙1に定める資格を有する者が、第三者照査者に属していること。
 - (7) 第三者照査者が、入札が執行された日から起算して過去1年間において、岐阜県が発注した建設コンサルタント業務等に係る第三者照査業務を調査対象者から依頼されていないこと。

なお、調査対象者と第三者照査者の組み合わせは、入札執行日（開札日）を起算日とした過去1年間において1業務限りとする。

(8) 調査対象者は、収支等命令者が第三者照査業務に関し粗雑業務と認めた場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止その他不利益となる措置を受けることについて異議のない旨、確約できること。

3 前項（7）に定める要件の確認について、収支等命令者は、事務処理要領に定める様式により岐阜県県土整備部技術検査課長（以下「技術検査課長」という。）に照会し、技術検査課長は、その結果を収支等命令者に回答するものとする。

（岐阜県建設工事入札参加資格委員会での審査）

第11 収支等命令者は、低入札価格調査の結果を記載した書面を作成し、岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程（昭和52年訓令甲第16号）第二条の規定により、審査意見を求めなければならない。

（審査及び意見の表示）

第12 岐阜県建設工事入札参加資格委員会は、収支等命令者から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。

（意見に基づく落札者の決定等）

第13 岐阜県建設工事入札参加資格委員会の表示した意見が、その入札価格をもって契約の内容に適合した履行が可能であると認めた場合においては、収支等命令者は、調査対象者を落札者として決定する。

また、岐阜県建設工事入札参加資格委員会の表示した意見が、その入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合においては、収支等命令者は、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低価格入札者、又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下、「次順位者」という。）を落札者として決定する。

なお、次順位者が基準価格を下回った入札者であった場合には、第8以降と同様の手続きを行い、落札者を決定するものとする。

2 収支等命令者は、落札者を決定したときは、全入札者に対して、落札者の決定を通知するものとする。

（予定価格書への基準価格等の記載）

第14 事務の適正な執行を確保するため、収支等命令者は、低入札価格調査制度の場合は、予定価格書（様式第1号）に、予定価格、基準価格及び失格判断基準を記載、最低制限価格制度の場合は、岐阜県会計規則に定める予定価格書（第37号様式）に、予定価格及び最低制限価格を記載し、開札まで厳重に管理しておくものとする。

（入札執行通知等への記載）

第15 収支等命令者は、低入札価格調査制度を適用する場合は、入札公告又は入札執行通知に、基準価格、失格判断基準及び第9の適用があること、並びに入札金額によっては落札者の決定が保留となることを明示する。

また、最低制限価格制度を適用する場合は、入札公告又は入札執行通知に、制限価格の適用があることを明示する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

2 「岐阜県県土整備部建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱」（平成21年9月30日付け技1201号）は廃止する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案

件から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月15日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

別紙1（第10関係）

第10第2項（6）の資格は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める資格とする。

区 分		資 格
測量業務		測量士
地質調査業務		主たる業務に該当する部門の技術士又はR C C M
建設コンサルタント業務		主たる業務に該当する部門の技術士又はR C C M
建 築 設 計 等	建築設計	建築積算士
	建築設備設計	建築設備士
	耐震診断 耐震補強計画	一級建築士
テレビ電波障害調査		第1級又は第2級有線テレビジョン放送技術者
補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	権利調査等	測量士、司法書士、土地家屋調査士、補償業務管理士（土地調査）
	土地評価等	不動産鑑定士、補償業務管理士（土地評価）
	木造建物、木造特殊建物 調査・積算	一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（物件）
	非木造建物調査・積算	一級建築士
	付帯工作物、庭園、墳墓 、立竹木、居住者、動産 調査・積算	測量士、一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（物件）
	移転工法検討	一級建築士
	機械設備、生産設備 調査・積算	委託設備に関する技術士（機械又は電気）、補償業務管理士（機械工作物）
	営業に関する調査・積算	公認会計士、税理士、補償業務管理士（営業・特殊）
	事業損失（工損）調査・ 積算	一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（事業損失）
事業認定申請図書の作成 等	補償業務管理士（補償関連）	
工事監理業務		当該入札に係る工事監理業務特記仕様書に定める管理技術者と同等の能力及び経験を有する技術者

予 定 価 格 書

仕様書番号 第 _____ 号

件 名 _____

設計金額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

予定価格 (A)

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札書比較価格 (A×100/110)

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

低入札調査基準価格 (B)

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

基準比較価格 (B×100/110)

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

<失格判断基準> (税抜き)

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

収支等命令者

備考

- 1 予定価格を決定する収支等命令者は、収支等命令者欄に署名し、又は押印すること。
- 2 金額の頭書には「¥」の符号を記載すること。